

第43回甲府市地域自立支援協議会 議事録

日時：令和7年10月24日（金） 13時30～

場所：甲府市役所4階 大会議室

〈出席者〉

大塚ゆかり会長	千野由貴子副会長			
村山かほる委員	秋山潤委員	吉田栄太郎委員	坂本道穂委員	中村洋人委員
中村潤委員	深澤和仁委員	石井賢治委員	渡辺実子委員	浅川和彦委員
越水眞澄委員	横田正昭委員	岩崎真由美委員	吉岡かよ委員	田辺春美委員
飯室正明オブザーバー				

〈事務局〉

甲府市役所：中込障がい福祉課長 矢崎課長補佐 雨宮課長補佐 根津課長補佐
岡田係長 竹川係長 望月主任 松橋主任 木村主事

甲府市障害者基幹相談支援センターりんく：深澤課長補佐 望月相談員

甲府市地域生活支援拠点コーディネート事業らいぶ：廣野コーディネーター

司会：中込障がい福祉課長

議長：大塚ゆかり 会長

【次第】

- 1 会長あいさつ
- 2 議事

（1）専門部会の活動報告について

- ①地域移行部会
- ②児童部会
- ③医療的ケア児の支援部会
- ④就労支援部会
- ⑤相談支援部会
- ⑥権利擁護部会

（2）甲府市障害者基幹相談支援センターりんくからの報告

（3）甲府市地域生活支援拠点らいぶからの報告

(4) 防災について

(5) 障害者差別解消法 合理的配慮の取り組みについて

(6) その他

【議事】

(1) 専門部会の活動報告について

①地域移行部会

地域移行部会では8月5日に指定一般相談支援に関する学習会を開催しました。参加者が34名と想定以上に多くの方が参加し、関心の高さを感じました。山梨県ではこれまで、指定一般相談支援に関する学習会はほとんど開催されていませんでしたので、今回の学習会は貴重な機会となりました。アンケートの結果にも書いてあるので、別紙資料をご参照ください。

次に施設訪問について報告します。6月25日に「きぼうの家」を訪問し、その後「青い鳥成人寮」、「向徳舎」、「千代田荘」も訪問しています。訪問の中で、身体障害者の地域移行においては体験の場が非常に少ないことが課題として挙げられました。

また令和8年度から入所施設に「地域移行等意向確認担当者」の配置が義務付けられています。配置されるだけではなく、どのように運営していくかが重要になりますが、各施設では指針やマニュアルづくりに苦労しており、情報不足の中で困っている状況です。今後は入所施設が一堂に集まり、情報共有の場を設けることを検討しています。

また昨年度の精神科病院訪問を踏まえ、高齢福祉分野との連携の必要性を感じています。精神障害者の特性や支援方法をどのように伝えていくかを含め、市の地域包括の担当と現状共有を進めていく予定です。

さらに障害福祉計画の検証として、入所施設等の数値を分析し、今後の計画に反映できるよう検討しています。地域移行部会の報告は以上になります。

議長

今の報告について、ご意見、ご質問はありますか。

委員

きぼうの家を訪問した際に、体験や住まいの確保が課題として挙がったとのことです
が、先日、県の居住支援協議会でも「住まいの場の確保」について議論がありました。山
梨県では民間賃貸や公営団地を合わせて約3割が空き家状態との報告があります。しか
し障がいのある方が入居できる物件は、階層やバリアフリー対応の制約等で非常に限られて
います。甲府市としては、障がいのある方の住まいの確保について住宅課など関係部署と

の連携は検討されていますか。

事務局

私自身、10年ほど前に住宅課に在籍していましたが、当時はエレベーターが付いていた団地はほとんどありませんでした。北新地区の団地を建て替えた際に3～4棟にエレベーターがありましたが、空室の多くは4～5階など高階層に集中していました。また団地によっては1階部分に障害者住宅が設けられ、スロープが整備されています。（例：大里北団地・荒川団地など）現状、どのくらいの障がい者の方が入居されているかは把握できていませんが、このような状況になっています。

議長

ありがとうございます。今後、住宅課など関係部署との情報交換をぜひ進めていただきたいと思いますが、可能でしょうか。

事務局

情報交換は可能だと思います。ただし団地の入居は原則として申込制・抽選制です。行政側から特定の方を優先的に入居させることは難しい面もありますが、情報共有や連携は進めていきたいと思います。

委員

県の居住支援協議会には住宅課の職員も出席しています。住まいの確保は障がい者だけでなく、高齢者・外国人・ひとり親家庭など、様々な方が直面する課題です。住宅政策の中で、共通課題として捉え、検討を進めていただければと思います。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。
～意見・質問等なし～

②児童部会

児童部会では8月に部会を開きました。

1. 子どもの居場所を考える会（研修）

11月11日に予定している研修会について打ち合わせをしています。子どもの居場所を考える会として、地域で過ごす環境づくり、子ども本人の意思決定支援などについて、参加者と一緒に考える会を企画しています。相談支援専門員、学童保育の先生、放課後ディイサービスの職員の方を対象に募集しています。（議事録掲載時では締め切り）

2. 障がい福祉計画の確認・検証

令和5年では児童のセルフプランは100件でしたが、現在では20件以下に減少しています。基幹相談支援センターりんくや市内の相談支援事業所にご協力していただきことでセルフプランが減少したと思いますが、現状で受入可能な相談支援事業所が不足してきていることも課題になっていると感じています。甲府市の相談支援部会とも共有していきたいと思います。

次に児童発達支援事業所についてですが、インクルーシブ型の療育を提供する事業所が増加しています。つまり幼保連携型認定こども園などの中に併設して、児童発達支援を提供する事業所が今後増えていく見込みです。今年度の児童発達支援管理責任者研修の多くがこども園の先生方ということからも、教育的視点や地域移行の視点を踏まえた事業運営が求められています。そのため事業者をサポートできるOJTの役割が重要になってくると感じ、部会でも共有しています。

3. 現状や課題の共有（中核機能）

甲府市の子ども未来部との連携が必要不可欠になっています。市内にある児童発達支援センター一つじが崎学園では、今年の7月から中核機能の加算の要件を満たしており、事業所独自で学習会の開催、地域に向けた活動を行っています。また市内のもう1つのセンターとも連携し、グループスーパービジョン研修の機会を持ちながら、市内の児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所の質の向上を図る取り組みを進めています。中核機能の役割を今後も果たしていきたいとのことです。ただし民間事業所が担う中核機能には限界があります。市には構想を持って引き続き対応をお願いしたいと思っています。

また2月に当初から予定されている強度行動障害のお子さんの受け入れについて検討することが決まっています。さらに8月の部会で話題となった「居場所づくり」から今後は「社会への出口」をどう考えていくかという課題も挙がっています。不登校や引きこもりなど社会とのつながりに関するテーマも取り上げており、スクールソーシャルワーカーとの連携を強化し、部会を運営していきたいと思います。

最後になりますが、9月に甲府市通所事業所連絡会主催のパネル展示会を開催しました。市内の児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の各事業所がパネル展示を行い、保護者の方々が見学に訪れる催しです。70～80名が参加しましたが、児童部会としても連絡会と協働しながら継続していきたいと思っています。部会の報告は以上になります。

議長

今の報告について、何かご意見・ご質問はありますか。

委員

3番目の現状や課題の共有について、中核機能の目標を市と部会で共有はされていますか。また今後の見通しとしてどのように進めていくのかを教えていただきたいです。

委員

この中核機能というのは、国としては「市が主導になって取り組むべきもの」とされており、その役割を担うのが児童発達支援センターというふうに位置づけられています。生まれてから卒業するまでの長いスパンの中で、様々な関係機関を一堂に会し、その中で中核機能の役割をしっかりと担うというのが国からの要請です。児童部会としても市に対して主導して進めるよう話をしています。

事務局

市が中心となって進めていくことは承知しています。11月21日に発達障害児者支援に関する実務者会議が開催される予定であり、そこで中核機能の件も議題に挙げて話し合いを予定しています。こうした取り組みも含めて、様々な推進をしていきたいと考えています。

委員

障がいとなると、どうしても大人の方の障がいを中心に話が進みがちですが、生まれたときから全てが繋がっているという視点で見ると、どの時点においても子ども未来部や障がい福祉課といった関係部署が連携しながら取り組む必要があります。その中で、中核機能という枠に限らず、全体を通して見渡す場が設けられると良いと思います。

議長

他にご意見・ご質問がある方はいますか。

～意見・質問などなし～

③医療的ケア児の支援部会

8月の部会では、重度心身障害児の中でも歩行が可能なお子さんに関するインクルーシブ環境の整備の難しさについて、グループワークを行いました。

事業所の現状として、重心のクラスに在籍しながら他の子どもたちと交流の機会を持っている例や、保育園と並行通園しているケースなどがありました。その際、園を探すにあたって相談支援専門員が中心となって奔走しており、非常に大変だったという意見も共有されました。グループワークで出た意見として「調整役の不在」が大きな課題であると挙げられました。ご家族にとっても複数の課が関わる中で「どこに相談すればいいのかわからない」という声が多く、またそもそも情報が少なく届きにくいという課題や、資源不足が前提となっている現状も指摘されました。医療的ケア児の場合、個別性が高く、一人ひとりに合わせた調整が必要になるため、「個別事例から改善を積み重ね、広げていく必要がある」という意見も出ています。

これまで部会では、相談窓口や体制の明確化を目的としてパンフレットを作成し、市の母子保健課、障がい福祉課、基幹相談支援センターりんくに配布しています。しかし窓口や体制を明確に示す資料があっても、広域的な課題や情報不足、調整役の不在などは依然として大きな課題として残っています。特に資源が乏しい中で調整範囲が多岐にわたること、そして一人ひとりの対応が異なることから、パンフレットだけでは当事者や家族に支援体制が十分に行き届いていないのではないかという議論がなされました。今後、部会としては、保護者の孤立を防ぐ仕組みづくり、コーディネーター機能の強化、情報発信の仕組み、地域連携体制の構築について検討を進めていきたいと考えています。部会の報告は以上になります。

議長

今の報告について、何かご意見・ご質問はありますか。

オブザーバー

情報不足や、相談窓口の「見える化」が必要という点についてですが、先日他市にリーフレットをお持ちしました。担当者からは「当事者が相談したり、ワーカーや看護師が照会したりする際に、こうした情報があるととても助かる」との声をいただきました。その点で、一定の成果があったと感じています。

また以前に子育て支援課が中心となって支援のフロー図を作成したと思いますが、実際の動きが見えるような情報発信の仕組みがあるとより良くなると感じました。

議長

現場や当事者に情報が届かないというのは、常に課題としてあります。この点について、何か良いアイデアやアドバイスがある方はまたお聞かせください。他にご意見・ご質問がある方はいますか。

～意見・質問などなし～

④就労支援部会

7月の部会では1つ目に「甲府市内の就労系障がい福祉サービス情報のマップガイドの作成」について共有しました。甲府市内では就労移行支援事業所が19事業所、B型事業所が44事業所、A型事業所は6事業所あります。しかしどこにどんな事業所があるのか、また各事業所の得意分野や不得意分野、工賃の目安などがわかりづらい状況にあります。そこで、これらを一覧で確認できるような情報シートを作成しているところです。すでに各事業所からの情報改修は概ね完了していますので、可能ならば今年中に基幹相談支援センターりんくのホームページにPDF形式で掲載したいと考えています。この資料は、相談支援専門員や関係機関の皆様にもご覧いただき、当事者や保護者へ情報提供する

際にご活用していただければありがたいです。

2つ目は新たな福祉サービスである「就労選択支援」についての情報共有です。この事業は既に始まっており、甲府市内では現在1事業所が指定を受けていると聞いています。ただし、まだ制度自体が始まったばかりで手探りの状況であり、どのように進めていくか、今後も見通しも立っていない部分もあります。そのため、今後は個別ケースの取り組みを通して、どのように支援を進めていかを検討・検証しながら、甲府市内での就労選択支援の利用が円滑に進むような体制づくりを進めていきたいと考えています。就労支援部会としても、引き続き情報共有を行いながら取り組みを進めていく予定です。

また10月の部会では、最近話題となっている「タイミー」などの短時間アルバイトの仕組みについても意見交換を行いました。これらは比較的気軽に利用できる一方で、就労系福祉サービスとの併用は原則としてできないこととなっています。この併用の考え方や制度上の枠組みについて、障がい福祉課でも共有・検討していただきたいという意見が出されました。次回の部会では、その点についても協議・検討していく予定です。部会の報告は以上になります。

議長

今の報告について、なにかご意見・ご質問はありますか。

委員

相談員の立場から2点お願いしたいことがあります。1つ目は就労選択支援の今後の取り組みや計画相談としての関わり方についてです。その情報を相談員にも発信していただけたらと思います。

2つ目は最低賃金の引き上げに関する点です。最低賃金が上がる中で、A型事業所が事業体系を変更してB型事業所になること、事業そのものをやめてしまうケースがあります。事業体系の変更が行われる際、相談員の立場から見ると「支給決定の変更」ですが、利用者本人からすれば「解雇」にあたるケースもあります。そのため、そのような場面では相談員としてもしっかりと寄り添いながら対応していきたいと考えています。また就労支援部会としても、A型事業所が事業体系を変更せざるを得なかった背景や経緯についてどのような課題があったのかを検証していただけるとありがたいです。

委員

1つ目の「計画相談の関わり方」についてですが、基幹相談支援センターりんくと就労支援部会が共同で、来年2月に学習会を開催する方向で進めています。計画相談員の中でも、まだ制度の理解が十分でない部分もあると思いますので、そうした学習会を通じて、相談員が見通しを持ちながら制度をうまく活用できるような体制を作りたいと考えています。

2つ目の「最低賃金の向上に伴う事業体制の検証」については、部会の中にA型事業所の方々も参加しています。今いただいたご意見を共有しながら、今後も課題に取り組んでいきたいと思います。

オブザーバー

就労選択支援についてですが、他の地域でも研究や試行が進められています。支援の流れとしては、学校の場合、卒業の直前ではなく、2年次や3年次などの早い段階からアセスメントを行っていくことが重要です。そのような実践の成果物もあるので、中北担当者会議や関係機関の会議でも参考資料として情報共有していきたいと思います。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

甲府市では就労選択支援を導入するにあたって、学校や計画相談支援事業所の方々と協力していく際のスキーム、つまり具体的なフローなどについては、既にご用意されているという認識でよろしいでしょうか。この制度が始まるることは年度当初からわかっていたことであり、準備を進めなければならないという話も以前から出ていたと思います。他市町村では、フローを作成するためのプロジェクトチームが立ち上がり、既に共有が進んでいると聞いています。甲府市の状況はいかがでしょうか。

事務局

支援学校の先生方を交えて、今後どのように進めていくかについて、これまでに3回ほど話し合いを行っています。学校側でもこれまで培ってきた実習の流れや卒業後の進路との関係で、「就労選択支援をどのように組み込むのか」という不安の声がありました。その点については共有させていただき、10月から制度としては運用を開始しなければならないことになっていますが、急に「3年生から必ず使わなければならない」という対応になると、進路の方向性が大きく変わってしまう可能性があります。そのため、希望がある方には利用していただき、それ以外の方については、既に3年生の段階で進路が決まっているケースもありますので、これまでの流れで対応していくという形で、学校の先生方も共有しています。

委員

確認ですが、就労選択支援を導入するにあたっての基本的なフローは、まだ作成されていないという理解でよろしいでしょうか。今後どのように活用していくかという部分について、甲府市としての方針や整理はまだまとまっていないということでしょうか。

事務局

1月に就労支援部会を開催しますが、その間に以下のことを進める予定になっていきます。

1つ目は、今お話をあったフローについてです。現時点では具体的な流れがまだ整理されていませんので、制度の本格的な運用に向けて、障がい福祉課、基幹相談支援センターりんく、相談支援事業所など関係機関とよりコアな部分で詰めていく予定です。

2つ目は、支援学校との情報共有です。現在、支援学校がどうしても先行している状況がありますので、各学年の段階でどのような生徒がいるのかを把握し、個別ケースを進めるうえでの情報共有を進めていく予定です。

委員

そもそも就労選択支援の支給決定は行政の役割のため、行政が主導して進めなければならないと思います。行政側からアウトライนが示されていない状態で、周囲の関係者が動いているのは、少し筋が違うのではないかと思います。山梨県としても動きが鈍いというのは承知していますが、甲府市は中核市なので、もっと早く情報を収集し動き出しても良かったのではないでしょうか。他市では、既に先行的に動いているところもあります。一番影響を受けるのは生徒さんであり、保護者の方々も混乱されることになります。現場に混乱をもたらさないために、行政としては、より早めに、対応を進めていただきたいと思います。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

各福祉サービスの支援者の方々にとって、就労に関してニーズの高い研修はどのようなものがあるのか、お伺いしたいです。

事務局

権利擁護部会の研修の協働について、説明を補足させてください。権利擁護部会では来年1月23日に研修を予定しています。この研修は支援者向けのもので、「誰のための支援をしているのか」「誰の支援をしているのか」「何のための支援なのか」といった支援の根幹を改めて振り返る内容としています。当日は、当事者の方にも参加していただきます。「どんな支援をしてもらえると助かるのか」「どのような関わり方が望ましいのか」といった点を一緒に考えていきたいと思っています。

就労に関する研修のニーズについてですが、部会の中では特段これが必要という話はまだ出ていません。ただし、支援の質を高めていくことは常に課題として共有されているの

で、今後、こうした研修を企画できればと考えています。また支援者の方々からも具体的なニーズがあれば、ぜひご意見をいただけますとありがたいです。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

今回、本校の実務担当者が就労支援部会に参加することになりました。理由としては、「就労選択支援が始まるが、具体的な見通しが持てず不安がある」といった声が多く聞かれたためです。そのため実務レベルで具体的な見通しを持てるようにと考え、参加をお願いしました。意見交換をしていく中で、具体案が見えてきたと話が出ており、参加させていただいた意義があったと感じています。ただ先ほど委員から話があったように基本的な流れをしっかりと示していただくことが大切だと思います。私たち教育側としても、保護者の方に説明をしていかなければならぬので、そのような資料や方向性を今後ぜひお示しいただければと思います。

また事業所のマップ作りを進めていただいているのですが、学校としても独自に作成している資料があります。市としても資料をしっかりと整備していただき、甲府市だけでなく近隣の自治体とも連携し、広域的に共有していくような仕組みにしていただけるとありがたいです。

議長

新しい制度が始まったばかりということもあり、ご本人やご家族にご理解いただくのは非常に難しい作業だと思います。ただ不利益を被るのはご本人たちです。私も施設に関わっていますが、保護者の方が早く動いている印象があります。それだけ不安や心配が大きいということだと思いますので、できるだけわかりやすく丁寧な情報提供をお願いします。他にご意見・ご質問はありますか。

委員

就労選択支援事業が10月からスタートし、支援学校の生徒さんは、その流れで進んでいます。また既に成人されていて就労経験のない方についても、この事業を利用するケースが想定されているかと思います。ただ一点、注意が必要だと感じた点があります。それは就労移行支援、自立訓練、生活介護などのサービスを終えた後に、B型就労へと必ずしもスムーズに進められるわけではないという点です。B型へスムーズに移行できるかどうかはケースによって異なります。その点を踏まえて、今後作成されるフロー図の中で明確に整理していただけますとありがたいです。

議長

先ほど話があったマップについてですが、基幹相談支援センターりんくのホームページに掲載されたら、関係者にお知らせいただけないとありがたいです。

また研修についてですが、今後は「雇用された人のフォローアップ」に関する研修も必要になってくると感じています。せっかく就職したものの休職や中断をしてしまう方も一定数おられます。そうした方々への支援をどうしていくかも非常に重要だという意見も出ています。職業センターとも相談しながら検討していただきたいです。他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問などなし～

⑤相談支援部会

部会としては、以下の3点を中心に取り組んでいます。

1. 相談支援体制の充実に向けた課題の整理と対応
2. 相談支援事業者の質の向上を図るための取り組みの検討
3. 災害対策に関する協議（自助・共助・公助の課題共有・検討）

1. 相談支援体制の充実について

これまでと同様に、相談支援専門員の人数、事業所数、セルフプランの件数、新規利用者数などの情報を関係機関と共有しています。その中で、新規事業所の開設がある一方、市内・市外ともに閉鎖する事業所も見られる状況となっています。また計画相談の担い手である計画支援専門員については、基幹相談支援センターりんくや市で調整しています。

今後、児童部会でも話題に上がったように、幼稚園や認定こども園などで児童発達支援開始に伴う利用者増加が見込まれており、今後、計画相談員の数が不足するのではないか懸念も出ています。

また以前から課題となっている「相談支援事業所を解消していない法人」や「複数事業所を運営している法人」への継続的な働きかけについては、行政主導で進めていくこととなっています。行政としても認識はされているようですが、現時点ではまだ具体的な動きは少ない状況です。今後は何らかの働きかけが必要になるのではないかと感じています。

2. 相談支援専門員の質の向上について

保護者や当事者から「相談支援専門員に求める視点」など様々なご意見をいただき、相談支援者自身が振り返りや気づきに繋げられるような取り組みを検討しています。そのための資料作成も進めているところです。また相談支援専門員の研修参加状況や業務チェックシートの作成も進めています。今後の実地指導などの際に、研修参加の有無や必要性について行政が助言をいただけるような仕組みにしていきたいと考えています。さらに個別支援におけるアセスメント、計画作成、モニタリング、相談支援といった基本的な姿勢を

振り返るためのチェックシートも作成中です。

また他の委員からもご意見がありましたが、「面接技術」について学ぶ機会があまりない現状があります。この点についても、部会として実施できるのか、あるいはどこで行うかを含めて、今後検討していく必要があると考えています。

3. 災害対策について

昨年、作成した「災害チェックシート」の活用や再周知を行うとともに、個別避難計画について市の取組状況を確認したうえで、部会としても今後の対応を検討していきたいと考えています。

部会の報告は以上になります。

議長

今の報告に対し、なにかご意見・ご質問はありますか。

委員

計画相談の質や中立性が懸念されるといった内容がありました、おそらくどこの事業所においても共通して課題になっていると思います。最近、この問題に当たはまる相談を受けました。自分の所属している法人が運営しているサービスへの囲い込み的な発言が相談員から強く出ており、保護者が非常に困ってしまい相談に来られました。計画相談を断つてしまうと他に頼れるところがないのではと感じ悩んでいました。相談員にはぜひご自身の実践を振り返る機会を持っていただきたいと思います。報告書の後半にも質的課題のところに「虐待チェックリストのようなツールを導入」とありますが、日本精神保健福祉協会でも虐待予防チェックリストや相談員自己評価チェックリストといったツールを作成しています。ぜひそうしたものを参考に取り入れていただけると良いのではないかと思いました。

議長

他にご意見、ご質問はありますか。

オブザーバー

先ほど話にあった「面接技術」に関することがあります。南アルプス市で、スキルアップのための講座を開催しています。先ほど話題に出た「子どもの居場所づくり」も他市町でも同様の課題として検討されており、こうしたテーマをお互いに深めていくことが必要だと感じています。枠の制約などもあるかもしれません、可能であれば、横の繋がりの中で情報共有をしていくと良いと思いました。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

量的な課題の中で、幼稚園による児童発達支援の開始に伴い、計画相談の質や中立性が懸念されるとの話がありました。この幼稚園による児童発達支援の開始というのは、1事業所で計画相談も同時に持つというイメージでよろしいでしょうか。

委員

はい。今年度の相談支援専門員の研修にも、こども園の先生方が何名か受講されています。相談支援として従事するかまだわかりませんが、そういった動きが実際にあることは確かです。そのため、今後は中立的な立場をしっかりと保ちながら取り組んでいきたいと考えています。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問などなし～

⑥権利擁護部会

7月に当事者の方々とのグループワークやシンポジウムを踏まえた研修を実施しました。参加者は24名で、比較的経験年数の浅い職員にもご参加いただきました。アンケートの結果の中で、「障がい者としてではなく、まず1人の人として接することが大切だと感じた」という声や「障がいと聞くと後ろ向きなイメージを持っていたが、話を聞いてみると皆さんとても前向きに生活されていることがわかった」などの感想が寄せられました。このような気づきを得られたことが、今回の研修を開催して良かった点だと感じています。振り返りの中では、次の研修をどのように進めていくかという話もしました。当事者の方からは支援の原点を思い出してもらいたい、この仕事を始めたきっかけを大切にしてほしいといった思いが語されました。こうした話の中から次の研修は「誰のための、何のための支援なのか」をテーマに来年1月に開催する予定としました。主な対象者はサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談員の方々です。甲府市内のサービス事業所は約100カ所ありますので、サービス管理責任者が100名ほど、児童分野の事業所が約50カ所あるので、児童発達支援管理責任者が50名ほどの参加を目標に募集していく予定です。

また先週、権利擁護部会を開催しましたので、その報告も併せてさせていただきます。内容としては、1月の研修に向けた具体的な準備と、「合理的配慮」に関する意見交換を行いました。当事者の方々からは「社会の中で生活する中で、まだまだ社会の壁が厚く感

じられる」という率直な意見がありました。今後は甲府市をはじめ、様々な協力団体と連携しながら、当事者がより生きやすい社会をつくっていくために、どのような方法があるのかと一緒に検討していきたいと考えています。

また山梨県の現状として、「虐待防止研修」が年に1回しか開催されず、受講希望者が定員を超てしまい、1法人あたり1名までの受講制限がかかっている状況です。しかし本来この研修は義務付けられているものであり、より多くの支援者に受講してもらう必要があります。そこで権利擁護部会としては、今後開催する研修が「虐待防止研修」として認定されるような形を目指して取り組んでいきたいと考えています。この点についても、今後甲府市と協力しながら方向性を検討していきたいと思っています。

部会の報告は以上になります。

議長

今の説明について、ご意見・ご質問はありますか。

委員

県の虐待防止研修には「管理者対象」と「5年以下対象」の2つのコースしかありませんが、実際の虐待報告を見ると、その間の中間層の職員が関わっているケースが多いと感じています。そのため中間層を対象とし、改めて意識を再確認できるような研修を実施していただけたとありがたいです。

議長

研修はたくさん開かれていますが、支援者向けの研修が多いと感じています。例えば虐待防止の研修は支援者が受けるのはもちろん大切ですが、当事者の方たちは虐待かどうかの判断ができないケースが多いです。そのため支援者だけでなく当事者自身も学ぶ機会も必要だと思います。当事者向けの学びの場をつくることが、結果的に支援の質を高めることに繋がると思います。精神障がいの分野ではピアサポーターのような仕組みがありますが、他の分野では当事者が気軽に学べる場はまだ少ないので現状です。制度や仕組みをわかりやすく学びたい人は多いと思いますので、そうした機会もぜひつくっていただきたいです。

計画相談についても同じです。相談員の研修は多いですが、相談を受ける側である利用者やご家族の方たちは、計画相談をどう活用すればいいのかをよく理解しておらず、せっかくの制度を十分に活かせていないのではないかと感じています。今後は、支援者向けだけでなく、当事者やご家族向けの研修も並行または合同して開催する工夫も必要だと感じています。

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

私たちの法人でも虐待防止委員会で、職員向けの研修だけでなく、利用者向けの研修も実施しています。重度の障がいのある方が多いので、内容を理解していただくのは簡単ではありませんが、紙芝居形式や職員が劇をするなどして「こういう行動は虐待になる」「もし何かあつたら職員に言ってください」という形で伝えるようにしています。どの程度理解してもらえるかはわかりませんが、職員自身がどうすれば伝わるかを考えること自分が、とても良い取り組みになっていると感じています。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

権利擁護部会というよりは、全体を通しての意見になります。以前は社会福祉士会が県からの委託を受けて虐待防止研修の企画などをっていました。この経験から感じるのは、今の甲府市の障がい分野全体において「課題をどう捉え、どのように段階的に取り組んでいくのか」という視点がやや見えづらい点です。本来、障害福祉計画というのはミクロからマクロまで目標を持って積み上げていくものだと思います。そのため研修も単発的に実施するのではなく、この研修を積み重ねることで、こうした目標が達成できるという明確な方向性が必要だと思います。共生社会という言葉はよく使われますが、これは何か1つ達成したら終わりというものではありません。甲府市として、どこに課題があって、どの方向に進もうとしているのか、そういったビジョンを分野横断的に整理していくことが必要だと思います。自立支援協議会の役割そのものも何のためにあるのかという原点に立ち返る必要があるのではないでしょうか。当事者、支援者、行政が同じ方向に進んでいくことが大切です。今後、障害福祉計画の進捗や現状が見える形になると、より協議会としての意義が明確になるのではないかと感じました。

議長

他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問などなし～

（2）甲府市障害者基幹相談支援センターりんくからの報告

事務局

まず、上半期の相談支援実績について報告します。実人数として、障害者が615人、障害児が172人、合計787人となっています。月ごとの相談実人数は300人を超える状況で、昨年度と比べて毎月30～40人ほど増加しています。増加の要因については今後の分析が必要だと考えていますが、りんく自体でも人事異動によりスタッフの入れ替

わりがあったことも影響しているかと思います。そのため、半年単位だけでなく、1年を通して相談件数の推移を確認しながら、要因を分析していきたいと考えています。

個別支援の実施、計画相談を側面的に支援する中で、感じた点が2点あります。

1. 連携の在り方の難しさ

障がい者の場合は「はざまのケース」への対応が課題であり、本人の意向がなかなかくみ取りにくい中で、関係機関との支援方針にズレが生じることがあります。また、障がい児の場合では、相談の入口の段階で、家族による子供の現状で障がいへの受け止め方への支援が求められるなど、連携面での課題が見られます。今年度も、にも包括や関係機関との会議がありますので、そうした場を通じて、連携の在り方を改めて確認し合っていきたいと思います。

2. アセスメントの重要性

支援が難しいケースでは、対応方法や手立てから考えてしまいがちですが、やはり情報を整理し、仮説を立て、検証するというプロセスが非常に大切だと改めて感じています。その意味でも、報告書にも記載している「実践を振り返る機会」、特にグループスーパービジョンの機会はとても重要です。今後も継続的に取り組んでいきたいと考えています。

また支援学校の保護者向け進路講話や、訪問看護師の養成研修などにおいて、福祉サービスや相談支援などにおいて、福祉サービスや相談支援について講義を行いました。先ほどの部会報告でも話題に出ていましたが、やはり本人・家族・関係機関に正しく情報が届くことは非常に重要だと感じています。今後も研修などの機会を通じて、積極的に情報発信をしていきたいと思います。

中間報告は以上です。

続いて地域で課題となっている点について報告します。今回報告する課題は「新型コロナ感染時の支援について」です。感染防止対策を講じていても、感染の懸念を理由に一定期間サービス提供を控える事業所があり、その結果、本人が安心して生活できない状況が生じています。きっかけとなった事例として、重度訪問介護を複数の事業所で利用しながら単身生活をしている方がいらっしゃいました。この方のケースで、発熱など感染症が疑われる際の支援について、各事業所の相談員を通じて確認したところ「事業所方針として支援できない」との回答がありました。そのため、計画相談として以下の3点に取り組みました。

1. 感染時に最低限どのくらいのサービス（重度訪問介護）が必要になるか、計画相談が本人と確認し、緊急時プランを作成した。
2. 医務感染症課に出前講座を依頼し、本人や関係者を含め感染対策等の基礎知識を学ぶ機会をつくり、課題点について確認した。
3. 出前講座での学びをもとに、感染に備え計画相談が本人と自宅のゾーニング分けを行い図面に落とし込み、再度事業所に確認をした。

この取り組みの結果、1事業所が支援に入れることになりましたが、他の事業所の方針は変わりませんでした。感染対応の難しさは十分理解していますが、支援が途絶えると生活が成り立たなくなる方もいます。そのため可能な限りサービス提供の継続をお願いしたいと思います。報告は以上です。

議長

地域で課題となっていることに対し、解決に向けてのアイデアやご意見を皆さんからいただきたいという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい。お願ひします。

議長

なにかご意見のある方はいますか。

委員

ヘルパーの方が居宅に入る際の感染対策について、どのような点が特に課題になっているのかが少し見えにくいところがあります。入所施設や医療機関などでは、感染が発生した場合にゾーニングを行って対応する体制が進んでいますが、やはり自宅という環境では、感染対策を整えることが非常に難しいのではないかと思います。報告のなかで、取り組みの1つとして自宅のゾーニングを行ったというお話がありましたが、実際にヘルパーが入る際に、感染対策でどの部分に難しさを感じているのかが明確になると、今後の解決策も見えてくると思います。

委員

今のお話は障がい分野での課題ということですが、例えば介護の分野では、同様の課題や違いなどはあるのでしょうか。

委員

介護の分野でも入れる事業所と入れない事業所があります。その違いの1つは事業所の規模だと思います。もし職員が感染してしまった場合に、事業所の運営を継続できるかどうかが、判断の大きな分かれ目になります。どの事業所も研修をしっかり受け、感染予防策を徹底したうえで支援に入っているのですが、それでもリスクが高い場合には、対応不可と判断する事業所もあります。

また重度の方の支援では、一般的な介護よりも接触機会が多くなるため、感染リスクが高まるという事情もあります。対応例として、他市町村では看護協会などと連携して、介

護事業所向けに感染予防やガウンテクニックの研修を大規模に開催したところもあります。山梨県でも「トータルサポートマネージャー」という制度があり、訪問看護師が教育的な立場で関わる取り組みが進められています。甲府市でも要望があれば山梨県看護師協会に相談して、トータルサポートマネージャーによる感染予防研修を企画してもらうのも良いかと思います。

議長

他にご意見はありますか。

事務局

今回のケースは重度訪問介護の利用者で、排泄介助など身体接触が多く、長時間にわたる支援になるため、感染対策の難しさが特に大きいと感じています。ただ、その支援がなければ生活自体が成り立たないという方もいるので、やはり感染予防の研修は非常に重要なと思います。事業所にも感染時の支援継続についての考え方や対応方法を改めて周知していただけすると助かります。

議長

他にご意見・ご質問はある方はいますか。

～意見・質問などなし～

（3）甲府市地域生活支援拠点らいぶからの報告

事務局

今年度の取り組みと課題について、5つの項目に沿って報告します。

1. 相談

平時からの備えと社会資源に触れる体験の重要性について、相談支援事業所連絡会で説明を行い、相談支援専門員の皆様にも周知を図りました。また、事前登録者については、モニタリングへの同席などを通じて、ご本人やご家族の生活実態の把握に努めています。

2. 緊急時の受入れ・対応

今年はこれまでのところ、介護者の入院等による緊急短期入所や緊急訪問の発生はありませんでした。またモニタリングへの同席やグループホームでの体験調整など事前の支援調整に努めています。課題として、強度行動障害のある方への支援体制の限界が浮き彫りになっています。特に他害行為を伴う場合などには、受け入れ可能な生活介護や短期入所施設が極めて限られており、入所自体が非常に困難な状況です。その結果、家族が避難を余儀なくされ、当面は自宅で本人のために、重度訪問介護などをを利用して安全を確保するしかないケースも見られます。こうした状況では、本人や家族にとって根本的な支援にな

らず、地域で安心して暮らすことに繋がりません。今後は、「広域的人材による集中的支援」の仕組みづくりや適切なアセスメントと有効な支援方法の整理が急務であると考えています。

3. 体験の機会・場の提供

地域で暮らし続けるための生活アセスメントの一環として、グループホーム体験を提案・調整し、体験後には関係者で振り返りを行っています。実際に体験することで、本人が地域生活を具体的にイメージできるよう支援しています。

4. 専門的人材の確保・養成

市内のグループホーム職員や相談支援専門員を対象に、研修を企画・準備しています。今年度の研修テーマは「本人の望む暮らし」で、本人の希望に沿った生活を具体的に支える力を高め、地域での安定した生活の継続に繋げることを目的としています。11月21日に開催予定です。

5. 地域の体制づくり

グループホーム管理者に運営会議への参加をお願いし、現場の実情を踏まえた意見交換の場を設けています。こちらも11月21日に実施予定です。

また先ほども地域移行部会から報告がありましたが、入所施設の訪問を地域移行部会長及び機関相談支援センターりんくと協働して実施しました。地域移行等意向確認担当者の配置状況や課題について、以下の4カ所の施設を訪問しています。

- ・きぼうの家
- ・青い鳥成人寮
- ・向徳舎
- ・千代田荘

一部の施設では既に担当者を配置済みで、全ての施設で令和8年度までに意向確認担当者の配置見通しが立っています。

国のマニュアルを参考にした指針づくりでは、情報が少なく各施設とも苦戦していましたが、圏域マネージャーに協力・情報提供をいただきながら、現在は各施設とも徐々に完成に近い形になっています。

地域移行に関する課題として以下のことが挙げられています。

1. 本人意向の把握の難しさ
2. 本人と家族・後見人のずれ
3. 支援体制・日中活動の不足
4. 生活環境・体験機会の不足
5. 地域移行の実態

6. 社会資源の不足

特に重度の知的障がいのある方への意向確認や体験機会の場の提供は大きな課題です。今後は施設間で地域移行担当者同士が意見交換できる場の構築や、地域移行支援の活用促進などが必要だと考えています。

今年度、上半期までの段階で最も大きな課題と考えているのは、重度行動障害のある方など、特に支援が困難な方への対応です。地域全体で支える仕組みを発展させていくことが重要だと考えています。本日の会議では、市や県における集中支援体制の状況などについても、共有していただけたとありがとうございます。

議長

今の報告について、ご意見・ご質問はありますか。

委員

2年前からモデルケースとして「中核的人材養成研修」というものが強度行動障害の研修の中で始まりました。私は昨年度、この中核的人材養成研修のサブトレーナーとして受講し、現在山梨県内でこの資格を持っている者は2名です。このサブトレーナーが将来的に広域的人材養成研修のトレーナー候補になっている位置づけにあります。私ともう1人の方が令和9年度以降は国の研修から自治体主導の研修に移行する際、トレーナーとして関わり、そのまま広域的支援人材として活動していく見込みとなっています。

甲府市の課題として、地域で生活するという本来の目的に対し、甲府市内で強度行動障害のある方が減っているという現状があります。入所施設や生活介護事業所の受け皿が徐々に減少しており、結果として県外へ住所を移し、生活している方も少なくありません。

中核的支援者養成研修の受講者は現在6名いますが、甲府市の候補者はいません。甲府での人材養成がまだ進んでいないのが現状です。したがってこれから広域的人材をどう育てていくかが大きな課題であり、国からも今後、方向性が示されると思います。甲府で生まれ育った方は甲府で支えられる仕組みを市と一緒に作っていくことが何より重要だと感じています。

事務局

入所施設の状況として、向徳舎でお世話になっているケースもありますが、多くは市外の施設にお願いしているのが現状です。ただしこの施設でも良いというわけではなく、環境面や関わる人材不足も大きな課題です。やはり甲府に住む方は甲府で支援を受けて生活できるようにすることが理想であり、その体制を皆さんで共有し、今後の支援体制をどう構築していくかを考えていくことが必要だと思います。

オブザーバー

県の自立支援協議会に「強度行動障害支援部会」というものがあります。これは北麓地域で支援体制が厳しい状況があり、県からの提言により設置された部会です。現状、山梨県では強度行動障害のある方の受け皿や支援体制が十分に整っていない状況です。この3年間で支援の確立や支援を束ねるリーダー的な人材の養成を進めてきました。来年度からはそうした方々が、各地域に派遣・助言・支援を行う体制を検討しています。詳細が決まり次第、改めてご報告させていただきます。

議長

甲府市は中核市であり、人口も最も多いことから対象となる方も多くいらっしゃいます。市としてもぜひこの点を意識し、県や関係機関と連携して進めていただきたいと思います。

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

緊急時の受け入れや出口支援でグループホームが主な選択肢となっているかと思します。最近、グループホームが非常に増えており、中にはビジネス目的のような運営実態が見られる施設もあります。現在、グループホームには地域連携推進会議を開催するよう求められていますが、その会議のイメージや市としての関わり方はどのようにお考えでしょうか。

事務局

事業所からお声がけをいただいた際は、可能な限り出席させていただいている。ただし開催件数が多く、すべてに参加できているわけではありません。参加した際には、事業所見学を行い、意見を述べるなどの対応をしています。

委員

市としては依頼があれば出席し、運営状況や地域との連携について確認しているという理解でよろしいでしょうか。

事務局

はい。地域連携推進会議については、行政職員の出席が必須とされています。職員が出席できない場合は、基幹相談支援センターりんくなどに依頼し、代理で参加してもらう形も取っています。

委員

私は行政が出席する意味は非常に大きいと思っています。多くの事業所がどのように会議を開けばいいのかわからない中で、行政が一度でも参加し、情報を伝えることで全体の質が向上します。行政が関わらないと形骸化し、形式だけの会議になってしまう恐れもあります。地域連携推進会議は地域にとって非常に重要な機会です。したがって原則出席する方向でお願いしたいと思っています。行政が会議に出席し、他の事業所の取り組みを見ていくことで、指導監査の観点からの確認もできると思います。

また強度行動障害に関してですが、支援区分の認定調査の際の行動障害の項目の評価について疑問があります。自閉症の特性理解が乏しいまま評価されると本来よりも低い支援区分になり、受け入れ可能な事業所も減ってしまう可能性があります。したがって自閉症の特性によりこれだけの支援が必要という根拠を明確に示していただけるとありがたいです。

議長

行政としては指導監査をしっかりと行うことは重要です。また認定調査の際にも、現場の人が理解できる形で結果を説明できるようにしていただきたいです。障がいの方一人ひとりで状況は異なりますので、認定調査員が説明責任を果たせるよう、記録を残していくことが大切だと考えます。

他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問等なし～

事務局

地域連携推進会議については、今年度から実施が義務化され、行わない場合は報酬の減算対象となっています。行政の出席は大変かと思いますが、構成メンバーとして位置づけられていますので、可能な限り参加をお願いしたいと思います。

(4) 防災について

事務局

会長と相談をする中で、改めて防災担当課に質問を投げかけ、その回答をいただきましたので、読み上げます。前回の続きの部分になりますが、個別避難計画の作成に向けた取り組みについて一時的な回答をいただいていました。今回の質問は

- ・未策定の方へのサポートはどのように考えているのか。
- ・これまでのものが実際に活用できる計画になっているのか確認する必要があるのではないか。
- ・相談支援専門員等にも協力を依頼し、再度働きかけてほしい。
- ・計画を作ることが目的にならず、実際に活用できる計画や課題を検討する必要がある。

以上の内容になります。これに対して、防災担当課から以下の回答がありました。

【防災担当課からの回答】

10月22日に、新規該当者に対して、避難行動要支援者制度の説明と個別避難計画の作成依頼を送付しました。現状では、避難行動要支援者名簿に掲載されている方の中で、個別避難計画の存在を知らない方もいらっしゃるため、制度の説明文書を同封した勧奨通知を順次送付し、まずは制度の周知を図っています。また相談支援専門員向けの研修会については、過去に障がい福祉課と防災担当課が出席した経過もあるので、今後もそのような機会に協力依頼を行っていきたいと考えています。現状では、甲府市を含めた県全体としても作成状況が低く、まずは該当する方全体に対して、作成の取り組みを進めていきたいと考えています。

続いて個別避難計画の作成について、行政から公的な説明を行う予定はあるのかという質問について、各福祉担当課と相談の上、適宜検討していくとの回答をいただいている

す。

以上が防災に関する報告になります。

議長

防災担当課から回答を受けたとのことですが、今後は実際にそれが確実に実施されているか、また説明会が開催された際に、本人や支援者にきちんと伝わっているか、さらに実際の計画に反映されているかという点を検証していく必要があると思います。早急な取り組みをお願いします。

なにかご意見・ご質問はありますか。

オブザーバー

前回も話に出ましたが、当事者に制度の案内を送付した際には、相談員にもその情報が共有され、協力できるような仕組みがあると良いと思います。今回は10月22日に通知が発送されたのですが、相談員など関係機関へのアナウンスも同時に行われたのか確認をさせてください。

事務局

現時点では、防災担当課からアナウンスを行うという具体的な話は出ていません。

議長

障がい福祉課と防災担当課が協力して相談員など関係者に情報共有を行うことはできますか。どうしても縦割りになってしまふと現場に情報が届かず、当事者や支援者に伝わらないと思います。お互いの得意分野を活かして、連携して進める体制を作っていただけるとありがたいです。

事務局

私たちも同じ考えを持っています。ただ防災は障がい分野だけでなく、介護や地域包括支援センターなど複数の分野が関係しており、庁内でも防災担当課を中心に庁内横断的なワーキンググループを設けて協議を行っています。今回の10月22日の通知を発送する前にも相談員やケアマネージャー向けに説明会を行うことが必要ではないかという話は出ており、今後も引き続き、防災担当課と連携を取りながら、研修会の開催や情報共有の仕組みづくりを進めていきたいと考えています。

議長

防災計画を立てるにしても、相談支援員などの支援者がいないとなかなか現実的な計画は作れません。実際に動くのは現場の方々なので、行政と現場の情報共有がしっかりとできていることが大切だと思います。

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

高齢者分野で、周知や登録者を1人でも増やすという点で、日々取り組んでいますが、やはり障がい分野同様に苦労しています。障がいも高齢も仕組みとしての難しさは共通していると感じています。高齢分野では市内に包括支援センターが9カ所あります。包括支援課を中心となり、2か月に一度の連携会議で必要な情報共有を行っています。今回、要配慮者の登録や行動支援、避難経路などの登録書類が10月22日に送付されることには、部会でも市との協議の中で把握していました。各包括支援センターから管内のケアマネージャーへできる限り周知を行うという仕組みもできています。障がい分野でも何らかの仕組みを作ることで、市がすべてを直接担うのではなく、関係機関を通じて広く相談支援専門員などに情報が届くような体制づくりを検討されても良いのではないかと思います。情報提供として申し上げました。

議長

ぜひご検討をお願いします。

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

率直に申し上げると、個別避難計画を推進するための具体的な見通しがまだ立っておらず、これまでの取り組みをただ継続しているだけという印象を受けました。新規該当者の情報を最初に把握しているのは、障がい福祉課だと思います。それにも関わらず、その情報が現場に提供されていないのは疑問に思いました。また研修企画について、福祉担当課と相談しながら検討していくとの回答でしたが、それならば実際に企画を立ち上げて進め

ていくべきではないかと思います。昨年度の県の合同協議会でもこの防災のテーマは取り上げられていました。実際には障がいのある方が地域にしっかりと根ざして生活できていな
いケースが多いです。日中は通所事業所に通っていて、地域の中ではほとんど顔が見えな
い、近隣住民との関係も希薄で、場合によっては障がいの内容を知られたくないために、
地域と関わらず生活している方もいます。そうした中で個別避難計画を策定しようとして
も、協力者を誰にお願いするかが非常に難しいという課題もあります。この点は、障がい
福祉課の職員も把握していると思います。だからこそ、この課題をどう乗り越えていくの
かを真剣に考えていく必要があります。障がいのある方とない方を比較した場合、発災時
の犠牲者数は障がいのある方が約2倍という報告もあります。防災において最も重要な
のは平時の備えであり、災害対応の7～8割は平時の準備で決まるとも言われます。甲府
市は幸いにも大きな災害が少ない地域かもしれません、その分、危機意識が薄れている
ようにも感じます。いざというときに後悔することは避け、担当課として何ができるのか
を真剣に考えてほしいと思います。防災担当課との連携は当然必要ですが、障がい福祉課
が他人事にしてしまっていいのか、その点にも疑問を感じました。

議長

平時からしっかりととした体制が整っていれば、災害時にも地域の力が活かせると思いま
す。

他にご意見・ご質問はありますか。

委員

10月22日に通知が発送されたのですが、その通知書を相談員も確認できる形で
共有することは可能ですか。

事務局

資料を入手次第、配布できる体制を整えることは可能です。

高齢分野では「市⇒包括⇒ケアマネージャー」という流れが確立されています。障がい
分野でも同様に「障がい福祉課⇒機関相談支援センターりんく⇒計画相談支援事業所」と
いう仕組みを作り、相談支援専門員が困った際には再びりんくに相談できるような形が作
れると思います。

議長

その際は、民生委員とも連携しながら、地域との繋がりを作っていくことも必要だと思
います。りんくで調整を行うことは可能ですか。

事務局

甲府市内の相談支援事業所には、普段からメール等で情報を一斉配信していますので、りんくを通じての情報発信も可能です。

議長

既に通知が22日に発送されているとのことですので、早急に情報を発信していただきたいと思います。

他にご意見・ご質問はありますか。

～意見・質問などなし～

（5）障害者差別解消法　合理的配慮の取り組みについて

事務局

本市では、市役所職員向けの研修を9月に実施しました。

また、商工会議所と連携し、事業者向けの研修の実施についても現在調整を進めています。商工会議所内には、業種ごとに複数の部会（小売・サービス・飲食など）が設置されています。これらの部会のうち、特に市民と接する機会の多い小売・サービス業関係の部会に対し、合理的配慮に関する研修を開催できないかという相談をさせていただきました。今年度はちょうど部会の改選期にあたっており、日程調整などが難しい状況ではありますが、今後、各部会長との協議を進め、開催の方向で検討していく予定です。

また、商工会議所の職員向け研修についても併せて実施できるよう、現在調整を進めています。今後は市役所職員に限らず、市内の事業者の方々にも合理的配慮について理解を深めていただけるよう、商工会議所との連携を図りながら、研修を広げていきたいと思います。

議長

今後は、市内企業で働く方々にも合理的配慮の考え方を理解していただけるような研修が必要かと思います。引き続きお願いします。

（5）その他

・成年後見事例集の配布について

委員

現在、当協議会では甲府市からの委託を受け、成年後見制度法人後見支援事業を実施しています。この事業は、成年後見制度の業務を適切に行うことができる法人の確保と、その活動を支援することで、障がいのある方などの権利擁護を図ることを目的としています。また法人後見業務を行う団体が課題や情報の共有、事例検討を行う場として「法人後見ネットワーク会議」を設置しています。この会議で作成したのが、本日配布した事例集

「成年後見事例集 Vol. 2」です。本事例集は、成年後見制度の利用を検討しているご家族などに向けて作成しており、最終ページには成年後見人や家族ができることなどを掲載しています。また、各事例では制度利用に至った経緯やその後の経過などをわかりやすくまとめています。ぜひ、今後の支援活動などの際にご活用いただければ幸いです。

議長

もし追加で必要な場合や、申し出れば入手可能でしょうか。

委員

はい。お渡しできます。

オブザーバー

県の自立支援協議会からのご案内です。

まず1つ目に「かたりば」というチラシをご覧ください。こちらは当事者を中心とした座談会を定期的に開催しているもので、今年度も山梨県防災新館オープンスクエアにて開催します。10月31日に実施予定です。今年度のテーマは、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の義務化についてです。昨年度から、民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。この中で、当事者から実際の生活の中でどのような変化があったか、また地域の壁といった課題についても語り合っていただく予定です。支援者や地域の差別解消支援地域推進委員にもぜひお越しいただければと思います。

次に口頭で2点ご報告します。1つ目は地域移行部会と県で実施した「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム全県研修」についてです。こちらは10月1日に実施しました。この研修では、精神障がいに対応した包括的支援システムの構築だけでなく、障がいのある方の地域生活支援拠点の在り方や各市町で進めている重層的支援体制整備事業など対象者や支援内容が重なる部分についても取り上げました。専門家を講師に招き、具体的な取り組み事例や実践内容を共有していただき、各地域で今後どのように支援体制を整備していくかを検討する機会としました。

2点目は、県と地域の合同自立支援協議会についてです。こちらは12月5日に開催を予定しています。今回のテーマは「協議会を活用した地域づくり」です。市町村の担当者や基幹相談支援センターの職員の方々には、協議会運営の在り方やビジョンについて検討していただく予定です。また障がい当事者の方々にも複数名参加していただき、実際にどのような形で協議会に関わっているか、あるいは発言が難しいと感じる点などについても、率直な思いを共有していただく機会としたいと考えています。皆さんのご協力をお願いします。

司会

以上をもって第43回甲府市地域自立支援協議会を終了いたします。